

仕様書

1. 委託業務名

いの町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託業務

2. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3. 委託業務の内容

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

調査対象者は、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者より選定することとし、選定方法については町と協議の上、決定する。調査件数は 7,700 件とする。

(調査件数等は被保険者数、対象者の絞り込みなどにより微増減は有りうる。)

①調査項目の検討と印刷

各調査の調査項目数・ページ数等は厚生労働省より示された成案を基に追加設問を加味し、より回答しやすい調査票とするため調査票の再構成を行い、予定ページ数は最大 16 頁とする。

印刷方法について紙質は上質紙とし、両面印刷とする。

②封筒作成、封入作業等発送準備について

・ 発送用封筒 (角 A4 窓あき) 7,700 部は委託費に含む。

・ 返送用封筒 (角 2 封筒・料金受取人払い) 7,700 部は委託費に含む。

(発送・返送用共に、オリンパス 85g/m² 古紙[※]配合率 40%)

※発送費用、返送費用は委託者の負担とする。(メール便が不可)

・ 調査票の発送準備 (封入、封緘、宛名貼り等) は受託者が行う。

・ 対象者の宛名ラベルは受託者が作成をすること。

③調査票の回収について (町から受託者への受け渡し)

・ 本調査は記名式での実施を想定しており、町へ返送された調査票に係る受託者への受け渡しについては、担当課にて手渡しによる回収を必須とし、受託者の正社員で対応すること。(郵送での回収は一切認めない。回収時に健康保険証等にて正社員の確認を行うこととする)

・ 受託者による調査票の回収は町の指示に基づき対応することとし、最低 5 回の訪問回収を見込むこと。

④調査結果のデータ入力件数

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票 6,160 件想定

返送された全ての調査票 (紙媒体) について、スキャニング処理により画像データを作成すること。

⑤集計分析作業

- ・各調査項目別の単純集計表及び評価結果・属性等のクロス集計を作成すること。
- ・クロス集計については、町の要望に基づき契約期間内であればその都度作成すること。
- ・成果物の納品はエクセルファイルにて納品すること。
- ・町の指示に基づき、「見える化システム」にデータ移行を行うことと。

⑥介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書の作成

調査結果の要点を取りまとめた報告書を作成すること。
報告書はグラフ等を用いた分かりやすい校正とすること。
国ツール及び国手引きを参考の上、本町の要望に応じること。

(2) 成果品

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書（電子データ）
- ・見える化システム登録用データ
- ・パンチデータ及び集計表・グラフデータ等一式
- ・各種電子データ一式

4. その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、委託者の指示を受けるものとする。
- (3) その他、国及び県等への各種報告・資料提出があった場合には、本町の指示する時期に円滑に対応すること。
- (4) 本件については、個人情報を取り扱うため、本契約業務を受託、または本契約業務に係る事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を複数回更新した実績を有する法人であることを必須とし、法人認定を証する書類の写しを見積書提出時に添付すること。(法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とします。)また、個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払うこと。特に、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。
- (5) 四国内に本店または支店を有することを必須とする。